

大寶令新解 窪美昌保著

大正五年七月發行 (和裝四冊)

高橋萬次郎

本書は令の本文及び其の本註に對して通俗的解釋を加へたものである。其の體裁は、逐條先づ大意を略説し、次に條文中の字句を摘出して略解を加へ、又往々參考として條文と關係ある史上の實例を擧げてある。特に每冊の首には篇名及び條文の細目を載せて索引の便に備へ、解釋も亦大體に於て簡にして要を得て居る。

本書を繙讀するに當つて吾人の氣づいた主なる點は、先づ第一に、著者が現存の令義解中より本文及び本註を抄出して所謂大寶令の還元を試み、殘餘の而かも零碎なる義解の註文を補綴意譯して直に本條文に對する主要なる解釋に充てた事であ

る。これ著者の出せる新機軸として見る事も出來やうが、此の方法を採用した結果として、往々本文と解釋との間に扞格を生じ、終にはこれが爲に本書の解釋のみによつては條文の意を會得しかねる闕陥の生じ來る事をも認めない譯にはゆかぬ。軍防令の第五十五條「凡防人向_レ防若有_下家人奴婢及牛馬欲_二將行_一者_上聽」_レとある本條文に對して「サキモリが九州の防備に行くに家人妻子奴婢及び牛馬を携帶引率して行かんと欲せば聽せ」と解釋してあるなどは、確かに其の闕陥の一例としなければならぬ。家人奴婢等の隨行を聽す事は、本文に明記してあるけれども、妻子については何等の明文も見えて居らぬ。新解に妻子を加へて説くに至つたのは、義解の註文に「謂若欲_レ將_二妻妾_一亦須_レ聽……」とあるに據つたものである。而かも新解には妻妾を妻子と改造してこれを家人の次に加へ、本文との扞格については全く説明を欠いで居る。

第二には、時代の變遷を辨へずに、漫然不當の解釋を施して居る事である。これは令の本條に對する解釋に、時代を異にして居る義解の註文を直に採用した不用意からも生じたことではあるが、中にはそれと違つた場合もないではない。たとへば、公式の令第三十八條闕字條下の大社の字解に、令制の大社と延喜式規定の大社との相違をも考へずに「大社は延喜式の九、十の兩卷に依れば一百九十八箇所にして三百四座」と註してあるが如きは、全く時代の變遷を無視したものといはねばならぬ。この種の謬見は、賦役令の第三條調庸條下に特に考證と標示して載せたる校訂令集解に對する批評によつても窺ふ事が出来る。この批評によれば、著者は令集解の古記に引かれた古民部省式を延喜の民部省式と同一視して居るものと認められるのである。(註參照)

第三には著者が出來得るだけ通俗に解釋しやう

この努力から、毎々現代の事物に附會して條文を説明して居る事である。ことに官職について此の傾が多い。此の方法は寧ろ本書の特色でもあらうけれども、中にはその附會の程度のあまりに甚しいものが少からず見ゆる。例へば職員令の治部省の條下の大小解部の字解に「解部は系圖訴訟の裁判官にして、大學の教授とか、今にして云へば諸役所の技師の如きものにて、事務家に非ず」と説き、又獄令の第四十六條「凡囚、當處長官、十五日一檢行、無長官次官檢行……」とある條文に對して、「京都ならば京都市の市長か助役、地方ならば知事チカサが内務部長の内にて、半ヶ月に一回宛監獄を檢察せよ」と事もなげに説き去つてあるが、これ等の説明は果して當を得たものといはれやうか。この外馬寮を馬政局、軍團の大毅を旅團長に擬して居る類は、全編到處に見かける。又賦役令第二十六條中の「露役アサシヤシヤ」を「青天井下即ち屋根

なき處の仕事也」と説き、又儀制令第二十三條の條目を「官人莫迦威張條」と命じたやうな、隨分思ひきつた俗譯もある。考課令の第六十三條殊功異行の條下の新解に、異行の例として、故乃木將軍の金品を贈つて戦死兵卒の遺族を慰藉した逸事を載せてある一事によつても、その解釋方法の大概を知る事が出來やう。

以上は全編を通觀して氣づいた解釋上の主なる瑕瑾ともいふべきものである。なほ僧尼令中僧綱と三綱との釋義を混同し、職員令中巡察使の起原に考證を懈り、田令中競田の條下に講令備考の編成に對する誤評を附載する等其の他諸書を引照する上に於て用意を欠いて居る點など指摘すれば限はなからう。特に字句の傍訓に、殿、祿、ハカセ、ソ、ボズ、フシユ、ツセキ、カツシゴ、テツカグ、チヤウシツシ、シ、先生、九位、出家、知事、次官、大化後、明經科、歲末年頭使などの目新しいものゝ多い中に大納言にサンギとの謬れる傍訓を敢てしたなどは決して

初學者を益する方法であるまい。

本書は新解の名の下に先人の未だ企てぬ新しき試によつて成つたものとはいへ、忌憚なく評すれば瑕瑾の少くない編著である。然しながらこれも著者が出來得るだけ「初學をして分曉し易からしむる」程度の解釋に焦つた結果でもあらうし、又著者の自序に告白してある如く、本書はたゞ「蘊蓄の一部を摭發し」た一編著に外過ぎないものでもあらうから、この瑕瑾あるが爲に、令研究に於ける著者の多年研鑽の功を没すべきではあるまい。由來令の研究は専門學者の手にのみ委ねられてあつて、一般讀者には顧みられぬ状態にあり、二三解釋書の世に行はれて居るものがあつても、何れも一部分の解釋に止まつて、全編を通じた解釋書は絶無といつても宜しい。著者が本書を發表するに至つた動機も、恐らく學界に於ける是等の闕陥を補はんとするにあつたのであらう。吾人は

この意味に於て著者の勞を多とすると共に、此の機會を以て是迄隠れたる令の研究家であつた著者を學界に推奨したい。

註 古民部省式(令集解賦役令調庸物條所引)

古記云、問、遠近程若爲、答、依民部省式、近國十七、伊我伊勢尾張參河丹波因幡備前阿波紀伊讃岐近江三野若狹但馬播磨淡路國也、(近國十七として十六箇國を擧げたるは、伊勢の下尾張の上に、志摩の二字を脱したものであらう。延喜民部式には、山城大和河内和泉攝津伊賀伊勢志摩尾張參河近江美濃若狹丹波丹後但馬因幡播磨美作備前紀伊淡路の二十二箇國を近國としてある)中國十四、遠江伊豆相模信野越中駿河甲斐飛彈越前伯耆出雲備中伊豫備後國也、(延喜民部式には遠江駿河伊豆甲斐飛彈信濃越前加賀能登越中伯耆出雲備中備後阿波讃岐の十六箇國を中國としてある)遠國十六、上總常陸武藏下總上野下野陸奥佐渡周房石見土左越後安藝長門隱岐筑紫也、(延喜民部式には相模武藏安房上總下總常陸上野下野陸奥出羽越後佐渡石見隱岐安藝周防長門伊豫土佐筑前筑後豊前豊後肥前肥後日向大隅薩摩の二十八箇國及び隱岐對馬の二島を遠國としてある)

昨年の史學地理學界

序言

本號に於て特に此欄を設けし趣旨は、大正五年の我史學界並びに地理學界に於ける研究成果の總觀に便せんとするにあり。即ち過去一年間の斯界が如何なる方面に其業績を齎らし、や、如何なる問題を提供し解決せしや、將又如何の趨勢を來らんとする新歲に表示せしやを窺ふの榮となさんとするものなり。取材は主として、昨年中公刊の圖書雜誌新聞等に現はれたる諸般の研究業績の中重要なものと認めしものに限り、講義講演等の非公開的のものに之れを採らず、而して本欄の記述は是等論著の内容又は其主意の存するところを嚴正忠實に摘録するに重きを置きて、此等研究事項に對する批評論議は力めてこれを避けた。た。本欄締切後に係る主要なる論著の多少、に漏れたるものあるべきは止むを得ざるところなり。

史學界

概況 昨年の斯界は其前年に於て見たる大典盛儀又は歐洲動亂に關する論著の如き特に其年に於て顯出するものなけれども一般史學界及地理學界は諸種の研究彌々進み從來の雜誌により諸研究